

宮城県食品ロス削減啓発動画等制作業務 仕様書

1 委託業務名

宮城県食品ロス削減啓発動画等制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務目的及び概要

県では、「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（令和3年3月策定）及び「宮城県食品ロス削減推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、食品ロスの削減や3R（リデュース・リユース・リサイクル）など環境に配慮した行動が県民に定着及び拡大していくように啓発活動や環境教育の充実を図っている。

県民1人1日当たりのごみ排出量は、東日本大震災の影響により増加した後、徐々に減少しているものの依然として高止まりで、全国平均を上回っていることから、ごみ減量化に向け、食品ロス削減や3Rの取組の一層の促進が課題となっている。

このような状況を踏まえ、県民への効果的な普及啓発を図るため、動画及びパネル等の制作により、食品ロスの削減や3R普及啓発施策を総合的に実施することを目的とする。

4 業務内容

子供にも理解しやすい内容で、食品ロス削減及び3Rの促進に資する具体的な行動を啓発する、以下の普及啓発資材を制作するもの。

制作に当たっては統一的なデザインコンセプトを提案すること。

あわせて、小学生が学習しない漢字にはふりがなを振るなど、小学生でも理解しやすいよう配慮すること。

（1）普及啓発動画

規格等	数量：15秒×4本 ①外食時における食品ロスの削減（具体的な行動を啓発する内容） ②家庭における食品ロスの削減（具体的な行動を啓発する内容） ③3Rの促進（リデュースを中心としたもの） ④3Rの促進（リサイクルを中心としたもの） ・W1,920×H1,080 px（207万3,600画素）（16:9）、MP4形式 ・テレビCM放送に適する形のCM素材ファイル、MP4形式
使用想定	宮城県公式ウェブサイトやYouTube「宮城県公式動画チャンネル」への掲載、テレビ放送、ウェブ広告等映像を表示する情報広告媒体、楽天モバイルパーク宮城の県広報枠での放送、市町村への貸出 等
その他	本業務で制作された映像は、納品後、発注者が無償で使用することとし、使用期限は設定しないものとする。

（2）デジタル広告画像

規格等	静止画 ①消費者向けに「てまえどり」*を啓発する内容で、県が推進していることが分かるデザイン
-----	---

	<p>※「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ W1,920×H1,080 px (207万3,600画素) (16:9)、JPEG ・ W1,080×H1,920 px (207万3,600画素) (9:16)、JPEG
使用想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニやスーパーマーケット等のデジタルサイネージ（レジ横ディスプレイ等）への掲載 等

(3) パネル

規格等	<p>数量：各1枚（合計2枚）</p> <p>①食品ロスの削減（具体的な行動を啓発する内容）</p> <p>②3Rの促進（具体的な行動を啓発する内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B1版、中身の入れ替えが可能なアルミ枠付きの軽量パネル ・ 電子データ（PDF形式）
使用想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村の環境イベント等での展示
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者は、本業務期間完了後、本業務で作成したPDFデータを用いて再印刷を行う場合がある。

5 成果品及び納入期日

成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4（1）のテレビCM放送に適する形のCM素材ファイルデータのみを格納した記録媒体 1部 ・ 4（1）の普及啓発動画の映像データを格納したDVD-R 3部 ・ 4（3）のパネル 2枚 ・ 4（1）から（3）までの制作物のデータ（動画*・静止画・パネル画像）を格納した記録媒体 1部 <p>※テレビCM放送に適する形のCM素材ファイルデータは含まない。</p>
納品期限	令和7年2月28日（金）
納品場所	宮城県環境生活部循環型社会推進課 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

6 その他

- （1）受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- （2）契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告すること。
- （3）制作物の作成等に必要な許認可等の事務手続については、全て受注者が行うこと。
- （4）本業務により作成した成果品に関する著作権は、宮城県に帰属するものとする。
- （5）業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- （6）自動車を使用する場合は、駐停車中の不要なアイドリングの停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両（適切な大きさの車両、燃料）を使用すること。
- （7）廃棄物が発生する場合は、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。